横浜市情報公開·個人情報保護審査会答申 (答申第2948号)

令和4年8月12日

横情審答申第2948号 令和4年8月12日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく 諮問について(答申)

令和2年3月13日磯土第3205号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「一般下水道占用許可書(平成27年度横浜市磯土指令第20160107号、平成27年度横浜市磯土指令第20160124号、平成27年度横浜市磯土指令第20160126号、平成27年度横浜市磯土指令第20160159号、平成27年度横浜市磯土指令第20160169号、平成27年度横浜市磯土指令第20160176号 計6件)」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

1 審査会の結論

横浜市長が、「一般下水道占用許可書(平成27年度横浜市磯土指令第20160107号、 平成27年度横浜市磯土指令第20160124号、平成27年度横浜市磯土指令第20160126号、 平成27年度横浜市磯土指令第20160159号、平成27年度横浜市磯土指令第20160162号、 平成27年度横浜市磯土指令第20160176号 計6件)」を一部開示とした決定のうち、 個人の氏名、占用場所を非開示とした部分は妥当ではなく、開示すべきであるが、そ の余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「一般下水道占用許可書(平成27年度横浜市磯土指令第20 160107号、平成27年度横浜市磯土指令第20160124号、平成27年度横浜市磯土指令第20 160126号、平成27年度横浜市磯土指令第20160159号、平成27年度横浜市磯土指令第20 160162号、平成27年度横浜市磯土指令第20160176号 計6件)」(以下「本件審査請求文書」という。)の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が、令和2年2月3日付で行った一部開示決定(以下「本件処分」という。)のうち、個人の氏名、住所及び占用場所を非開示とした部分を取り消し、開示を求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件審査請求文書に記載されている各一般下水道占用許可の申請者(以下「申請者」という。)の住所、氏名及び占用場所(以下、「本件非開示部分」という。)は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものである。また、申請者は仮店舗の建物を所有しているだけで、事業を営むのは申請者とは別の者ということも考えられるので、一般下水道占用許可申請書及びその添付書類の記載からは申請者本人が事業を営む個人であるか否かを判断できず、本件非開示部分は、条例第7条第2項第2号の「事業を営む個人の当該事業に関する情報」には該当しない。そして、本件非開示部分は、同号ただし書アからウまでにも該当しない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見 は、次のように要約される。

- (1) 条例第7条第2項第2号の個人情報で非開示とされているが、占用目的は「仮店舗」であり、同号かっこ書の(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) で開示すべき情報ではないのか。当該事業に関する情報を明確にすることを求める。
- (2) 許可判断にあたっては、申請書その他添付書類を確認して当該占用目的を判断しないのか。申請書の本人が事業を営まないなら占用目的は「仮店舗」でなく「不動産賃貸業」にならないか。
- (3) 申請者本人が事業を営む個人であるか否かを判断できないということを明確にすることを求める。この点こそ行政財産を管理する者の役目である。申請受理にあたっては、行政庁として申請者本人とその占用目的を確認して許可判断をすることが求められる。
- (4) 弁明書から、申請者本人と事業を営む個人が同一人ならば開示すると理解しても良いのか。確認して開示を求める。
- (5) 開示されている許可書の条件3、4もっと言えば、このような「ひな型」の条件 の5から11までを常に一律的に付与するのでなく、「仮店舗」という特別な占用目 的の場合、個別具体的な条件を追加すべきではないか。
- (6) 貴重な財産を市民から委託されている磯子土木事務所長の再考を求める。

5 審査会の判断

- (1) 一般下水道の占用許可に係る事務について
 - 一般下水道の施設に工作物その他の物件を設け、又はその他の方法でその施設を 占用しようとする者は、横浜市下水道条例(昭和48年6月横浜市条例第37号。以下 「下水道条例」という。)第37条で準用する下水道条例第24条の規定による市長の 許可(以下「占用許可」という。)を受けなければならない。
 - 一般下水道の占用許可に係る業務については、下水道条例及び横浜市下水道条例施行規則(昭和48年6月横浜市規則第103号)及び一般下水道占用許可事務取扱要綱(平成26年3月28日制定。以下「要綱」という。)で定めるところにより行う。要綱第7条第1項では、占用許可は、原則として一般下水道の維持管理及び治水上又は利水上の支障のない範囲で、必要最小限で、公序良俗に反しないものとし、同項各号の条件に適合する場合に限るものとされている。許可の方法について定める

ものはないが、占用許可をしたときは、一般下水道占用許可書を申請者に交付する。 占用許可に関する事務は、横浜市土木事務所長委任規則(昭和43年9月横浜市規 則第79号)第23号の規定により各土木事務所長に委任されており、横浜市磯子区の 区域に係る一般下水道の占用許可に関する事務は、磯子土木事務所で取り扱ってい る。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、横浜市磯子区杉田特定丁目特定地番Aから特定地番Bまでに係る一般下水道施設について、磯子土木事務所が交付した一般下水道占用許可申請書6通である。本件審査請求文書には、指令番号及び日付のほか、申請者の住所及び氏名並びに占用場所、占用目的、占用料等が記載されている。なお、占用目的は、いずれの一般下水道占用許可申請書も「仮店舗」である。

本件開示請求に係る開示請求書は、開示を求める行政文書について、その内容を記載するものではなく審査請求人の疑問を質問形式で記載しているため、対象行政文書の特定につき、実施機関に困難が伴ったものと考えられる。それでも実施機関は、占用場所、占用目的、占用期間等が記載され、一般下水道占用許可申請を必要とすることがわかる本件審査請求文書を対象行政文書として特定することで、できるだけ審査請求人の請求の趣旨に沿うようにしたことが認められる。このような対象文書の特定については、審査会としても是認できるものである。

本件審査請求においては、審査請求人は、実施機関が非開示とした個人の氏名、 住所及び占用場所の開示を求めているため、当審査会ではこれらの非開示事由該当 性について判断する。

(3) 個人の氏名、住所及び占用場所の条例第7条第2項第2号及び第3号該当性について

ア 条例第7条第2項第2号について

条例第7条第2項第2号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該 事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その 他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人 を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害す るおそれがあるもの。」は開示しないことができることを規定している。

そして、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、特定の目的をもって反復的、継続的に営む個人の活動に関する情報をいう。

イ 個人の氏名及び占用場所の非開示事由該当性について

(ア) 条例第7条第2項第2号該当性

本件における一般下水道占用許可申請の占用目的は仮店舗であり、特定の目的をもって反復的、継続的に事業を営むことが予定されている。

また、実施機関のヒアリングによれば、一般下水道占用許可申請書の添付書類として案内図、平面図、断面図、物件の詳細図、官民境界図、求積図、同意書(隣接等利害関係のある場合)等の提出が求められるというのであるから、占用申請及び占用許可については、占用場所を特定してなされ、その特定の占用場所において事業が営まれることが予定される。

そして、申請者が、占用目的を、特定の目的をもって反復的、継続的に事業を営むことが予定される仮店舗として申請するのであるから、申請者により、 上記特定の占用場所において事業が営まれることが予定されると解するのが相 当である。

さらに、申請者により、上記特定の占用場所において事業が営まれることが 予定される以上、申請者の個人の氏名について、当該事業と直接関係のない個 人の純然たる私事に関する情報であると解することはできない。

したがって、申請者の個人の氏名及び占用場所は、「事業を営む個人の当該 事業に関する情報」であって、条例第7条第2項第2号に該当しない。

(4) 条例第7条第2項第3号該当性

個人の氏名及び占用場所が、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に 該当する場合、条例第7条第2項第3号該当性により、開示非開示の判断がな されるので、同号該当性につき検討する。

a 条例第7条第2項第3号ア該当性

個人の氏名及び占用場所は、それ自体、事業を営む個人の氏名、一般下水 道占用許可された場所についての情報にすぎず、営業上のノウハウ、事業を 営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれる情報を含む ものではない。

したがって、開示により、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものではなく、条例第7条第2項第3号アに該当しない。

b 条例第7条第2項第3号イ、同号ただし書該当性

個人の氏名及び占用場所は、条例第7条第2項第3号イに該当する情報を

含むものではなく、条例第7条第2項第3号イに該当しない。

また、個人の氏名及び占用場所は、条例第7条第2項第3号ただし書に該当する情報を含むものではなく、条例第7条第2項第3号ただし書に該当しない。

以上により、個人の氏名及び占用場所は、条例第7条第2項第3号に該当しない。

ウ 個人の住所の非開示事由該当性について

(7) 条例第7条第2項第2号本文該当性

個人の住所は、占用場所とは別に占用者の住所を示すもので、当該個人の生活の拠点であって、家庭や私生活に関する情報であるから、氏名等の他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報である。一般下水道占用許可申請書に記載されているという理由のみで、特定の目的をもって反復的、継続的に営む個人の活動に関する情報とはいえない。

したがって、個人の住所は、条例第7条第2項第2号本文に該当する。

(4) 条例第7条第2項第2号アからウまで該当性

本件において、個人の住所は、条例第7条第2項第2号アからウまでのいず れにも該当しない。

(4) 結論

以上より、実施機関が、本件非開示部分を非開示とした決定のうち、個人の氏名 及び占用場所を非開示とした部分は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の 部分を非開示とした決定は妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井惠里可、委員 齋藤宙也

《参考》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審査の経過
令和2年3月13日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和2年4月28日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和2年7月16日 (第259回第三部会) 令和2年8月25日 (第340回第一部会) 令和2年8月26日 (第382回第二部会)	・諮問の報告
令和4年2月3日 (第4回第四部会)	• 審議
令和4年3月3日 (第5回第四部会)	• 審議
令和4年4月7日 (第6回第四部会)	• 審議
令和4年5月12日 (第7回第四部会)	• 審議